

江戸川区内部統制基本方針（案）

江戸川区は、水とみどり豊かな自然環境と人情があふれるまちです。人と人とのつながりを大切にして、わがまちをより良いものにしようという区民の皆様
の思いによって発展してきました。

今後さらに魅力あふれるまちに発展し、本区の目指す共生社会「ともに生きる
まち」として次の世代に引き継いでいくためには、効率的かつ効果的な行政施策
を行い、区民の皆様信頼される行政サービスを将来にわたって安定的に提供
していくことが重要です。

そこで本区では、職員一人ひとりが住民全体の奉仕者として高い規範意識を
持ち、適正に業務を執行していくため、次のとおり地方自治法第150条第2項
の趣旨に基づく方針を定め、内部統制体制の整備及び運用に取り組んでいき
ます。

1 内部統制の目的及び取組

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

継続的に業務手順の検証と見直しを図ることで、より効率的かつ効果的
な業務の執行に取り組めます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

適正な事務手続きと情報管理に努めることで、決算等の財務に関する報
告、及び事業計画等の非財務報告の信頼性の確保に取り組めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人ひとりが業務に関わる法令その他の規範を理解、遵守するとと
もに、組織としてのチェック体制の強化に取り組めます。

(4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分を正当な手続きに基づき行うことで、区が保有
する財産の保全に取り組めます。

2 内部統制の対象とする事務

(1) 財務に関する事務

地方自治法第150条第2項第1号に規定する事務

(2) 個人情報取扱いに関する事務

地方自治法第150条第2項第2号に規定する区長が必要と認めた事務

3 基本方針の見直し

この方針は、内部統制の進捗や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを
行うこととします。

令和8年 月 日

江戸川区長 齊藤 猛